

提出された意見の内容とそれに対する県の考え方

「山梨県犯罪被害者等支援計画」(素案)

| 番号 | 箇所 | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方(対応方針) |
|----|---|--|-----|---|
| 1 | 第2章 犯罪被害者等の現状 4 犯罪被害者等の置かれている状況 (1) 直接的被害 | 性犯罪・性暴力の被害者は、望まない・同意のない性的な行為による人権侵害を受け、人間としての尊厳を著しく踏みにじられ、性的自己決定権を奪われています。こどもや若者に対する性犯罪・性暴力は、被害に遭った当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為。 明記をご検討ください。性犯罪被害者は計画の対象者であることが明確になります。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 「傷害を負わされる」を「傷害を負わされる、性的自己決定権を侵害される」に修正します。 |
| 2 | 第2章 犯罪被害者等の現状 4 犯罪被害者等の置かれている状況 (2) 心身の不調 | 「また、同じ加害者から再び・・・」では、同じ加害者からの施策のみに限定されてしまう恐れが生ずるため、同一の加害者だけでなく、同様の被害に遭うのではないか(見えない相手)という思いも文中に入れることが望ましい。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 「同じ加害者から再び被害を」を「再び同様の被害を」に修正します。 併せて、次の箇所にある記述を同様に修正します。 第4章・施策の柱2・(3)・基本的な施策安全の確保(第15条)の【現状と課題】 |
| 3 | 第3章 基本的な考え方 1 基本的な方針 (2) 犯罪被害者等の個々の事情に応じ、支援が適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮すること | 万が一、支援側からの二次被害が発生した際には、被害者等があらかじめどこで苦情や意見を受け付けるのかを明確にすることで、関係団体等の高い意識を醸成することができると考えている。別に相談場所があることが重要で、それを明記されたい。 | 1 | 【記述済み】 第4章・施策の柱2・(1)・基本的な施策相談、情報の提供等(第11条)において、総合的な情報提供を行うこととしています。 |
| 4 | 第3章 基本的な考え方 1 基本的な方針 (3) 必要な支援が途切れることなく提供されること | 被害当事者への自助グループ支援は行われていないため、検討が必要ではないか。 | 1 | 【記述済み】 第4章・施策の柱3・(2)・基本的な施策民間支援団体等に対する支援(第26条)・【具体的な施策】No.1の「民間支援団体等への支援の充実」において、民間支援団体等の活動に関する広報等を行うこととしています。 |
| 5 | 第3章 基本的な考え方 4 支援体制等 (1) 支援体制 イ 犯罪被害者等サポートチーム | サポートチーム(事務局の県に対して)との情報共有には、山梨県公安委員会の情報管理規定との整合性が必要ではないか。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 6 | 第3章 基本的な考え方 4 支援体制等 (2) 進行管理 | 意見を聴取する協議会においては、多くの支援に従事していない所属長からではなく、実務を理解している者からでなくては意味をなさない。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 7 | 第4章 具体的な施策 施策の柱1 総合的な支援体制の整備 (1) 支援体制の整備 基本的な施策 大規模事案等における支援(第20条) 【具体的な施策】No.1 | マニュアル等の整備において、実務者の意見を重視して作成することを望んでいる。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 8 | 第4章 具体的な施策 施策の柱1 総合的な支援体制の整備 (1) 支援体制の整備 基本的な施策 県内に住所を有しない者等に対する支援(第21条) 【具体的な施策】No.2 | 全ての事案が警察と関わるものではないことから、「民間支援団体との連携等を図りながら」などの文言が必要ではないか。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 施策名を「早期援助団体等との連携」とし、施策の概要の「情報を提供し、」を「情報を提供し、同団体関係機関・団体と連携を図りながら」に修正します。 |

| 番号 | 箇所 | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方（対応方針） |
|----|---|---|-----|--|
| 9 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 | 性暴力被害者は被害に遭っても、それを性被害であると認識できないことや、声をあげにくく適切な支援を受けることが難しい等、課題も指摘され続けている 下記の2点を図で明記することで受ける支援内容がイメージできる。 【性暴力・性犯罪による被害者支援の流れ】、 【性暴力・性犯罪による被害者支援の流れ ※被害届が出され、犯人が特定された場合】 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 10 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 (1) 相談・情報提供の充実 | 主な被害分野の明記をご検討ください。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 11 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 (1) 相談・情報提供の充実 基本的な施策 相談、情報の提供等（第11条） 【具体的な施策】No.1 | 県の総合窓口は、相談の提供についての重要な場所であると考えている。相談者の「相談することを選択して正解だった」という自己肯定感が生まれるよう、まずは言葉がけを意識してほしい。県だけでなく市町村の窓口等も、ただのリファーだと思わずに対応を心がけてほしいと思う。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 12 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 (1) 相談・情報提供の充実 基本的な施策 相談、情報の提供等（第11条） 【具体的な施策】No.16 | 性暴力被害者からの相談では、実質24時間対応になっていること、また通話料が無料になるダイヤルがあることの周知が不十分だと感じるため、その周知の強化にも取り組んでほしい。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 13 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 (1) 相談・情報提供の充実 基本的な施策 相談、情報の提供等（第11条） 【具体的な施策】No.16 | 男性やLGBTQIA等に対する取り組みの施策は無いのか。県で肛門科や泌尿器科への公費負担が不可能なら、民間支援団体と連携して相談への対応を行う等の文言は入れられないのか、検討してほしい。 | 1 | 【記述済み】 第4章・施策の柱2・(2)・基本的な施策 経済的負担の軽減（第13条）・【具体的な施策】No.3の「公費支出制度の活用の推進」は、性別等に関わらず性犯罪被害に遭った被害者の経済的負担軽減を図っています。 また、男性やLGBTQIA等が受けた被害については、DVに関する相談や性暴力被害者サポートセンターでの相談受付において対応しています。 |
| 14 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 (1) 相談・情報提供の充実 基本的な施策 相談、情報の提供等（第11条） 【具体的な施策】No.21 | スクールカウンセラーによるカウンセリング実施対象者の中に、被害に関係する兄弟・姉妹にも波及するよう、保護者という記載を「保護者等」などに変更してほしい。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 「保護者」を「保護者等」に修正します。 |

| 番号 | 箇所 | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方（対応方針） |
|----------|---|---|-----|--|
| 15 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 （1）相談・情報提供の充実 基本的な施策 刑事に関する手続き及びその進捗状況に関する情報の提供（第18条） 【現状と課題】 | 下から3行目の「解決に至る過程」との記載は、被害者等にとって解決の道はないと怒りを表す方がいる。「事件・事故等の解決」または「事件等の解決」のようにして頂きたい。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 「解決に至る過程」を「事件等の解決」に修正します。 |
| 16 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 （2）損害回復・経済的負担の軽減 基本的な施策 経済的負担の軽減（第13条） 【現状と課題】 | 性暴力被害者の特徴について、望まない妊娠・性感染症等、性と生殖に関する不安と健康の僅々の支援が必要なこと。明記をご検討ください。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 「直接的な被害として、生命や財産、金品を失い、あるいは傷害を負う上、」を「生命や財産を奪われる、傷害を負わされる、性的自己決定権を侵害される等、直接的な被害を受ける上、」に修正します。 |
| 17 18 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 （2）損害回復・経済的負担の軽減 基本的な施策 経済的負担の軽減（第13条） 【具体的な施策】No.3 | 県警警務課の施策はあるが、県男女共同参画・共生社会推進統括官のサポートセンターが行う公費支出制度の記載はないのか。経済的負担の軽減では、緊急避妊薬だけでなく、中絶費用、性感染症治療、創傷回復まですべての治療費、医療受診時の交通費を公費での支援等を！ | 2 | 【修正加筆等意見反映】 やまなし性暴力被害者サポートセンターにおいて、中絶費用等を対象とした産婦人科医療支援のための公費支出制度を設けています。第4章・施策の柱2・（2）・基本的な施策 経済的負担の軽減（第13条）・【具体的な施策】No.3の「公費支出制度の活用の推進」に「やまなし性暴力被害者サポートセンターにおける産婦人科医療支援、精神的医療支援（カウンセリング）、法的支援（法律相談）といった性犯罪被害者支援のための公費支出制度の活用を推進します。」を追記します。 |
| 19 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 （2）損害回復・経済的負担の軽減 基本的な施策 居住の安定（第16条） | 例えば顔見知りの加害者からの被害で、警察には届け出は（恐怖心などから）出来ないが、明らかに性暴力であると民間支援団体で認められる場合、またはDVでも被害届を取り下げてはいるが避難する必要がある場合等に、申請の受け入れが可能になるよう付帯して頂きたい。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 20 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 （2）損害回復・経済的負担の軽減 基本的な施策 居住の安定（第16条） | 委託や指定管理等で一般企業などに書類を送る際には、どのような被害に遭った人であるかなどの情報が漏れないよう特段の配慮を望んでいる。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 21 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 （2）損害回復・経済的負担の軽減 基本的な施策 雇用の安定（第17条） | 性犯罪被害では、職場に知られたくない場合も多く、あらゆる機会を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や被害回復のための休暇制度等についてリーフレット、ウェブサイト等で周知・啓発してほしい。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |

| 番号 | 箇所 | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方（対応方針） |
|----------|--|---|-----|--|
| 22 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 (3) 精神的・身体的被害の回復・防止 基本的な施策 安全の確保 (第15条) 【具体的な施策】No.1及びNo.2 | 警察では「同じ加害者」からの再被害防止とともに、再び自分が同様の被害を受けるのではないかという不安の払しょくのためにも所轄による警らの実施等を施策に盛り込むことは不可能なのか。 | 1 | 【記述済み】 「県警における再被害防止措置」（【具体的な施策】No.1）では、「防犯指導や警戒等」とし、「ストーカー事案、配偶者等からの暴力事案への迅速かつ的確な対応」（【具体的な施策】No.2）では、「被害者等の支援を図るための措置」として所轄による警ら等を実施することとしています。 |
| 23 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 (3) 精神的・身体的被害の回復・軽減 基本的な施策 保護、捜査等の過程における配慮等（第19条） 【具体的な施策】No.8 | 看護職員に対する研修の充実、性暴力被害者支援看護職（SANE（セイン）Sexual Assault Nurse Examiner）の養成研修の機会をつくる。また、県内の看護職養成機関における犯罪被害者等に関する専門的知識・技術についてのカリキュラム項目の強化を推進していただきたい。 | 1 | 【反映困難】 ご意見の内容にある事業等については、現在のところ実施予定はありません。 |
| 24 | 第4章 具体的な施策 施策の柱2 被害の回復や負担の軽減に向けたきめ細かな支援 (3) 精神的・身体的被害の回復・軽減 基本的な施策 保護、捜査等の過程における配慮等（第19条） | 相談をした被害者が、適切な医療的支援を受けることができるよう、受診可能な診療科毎の医療機関リストを整備し、関係機関で共有する等、地域における取組を促進してほしい。 | 1 | 【記述済み】 第4章・施策の柱2・(3)・基本的な施策 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）・【具体的な施策】No.13において、「医療に関する情報提供」をすることとしています。 |
| 25 | 第4章 具体的な施策 施策の柱3 理解を深め支援を広げる社会の形成 | 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」及び4月「若年層の性暴力被害予防月間」の明記をご検討ください。 | 1 | 【修正加筆等意見反映】 第4章・施策の柱3・(1)・基本的な施策 県民の理解の増進等（第22条）・【具体的な施策】No.7の「やまなしパープルリボンプロジェクトの実施」を「DV・性暴力防止に関する広報・啓発活動の実施」に修正し、施策の概要を「「若年層の性暴力被害予防月間」（4月）における啓発ポスターの掲示や国によるSNS相談窓口の周知、「女性に対する暴力を無くす運動期間」（11月12日から11月25日まで）におけるDV防止講演会やパープルライトアップ等、広報・啓発に取り組みます。」に修正します。 |
| 26 27 | 第4章 具体的な施策 施策の柱3 理解を深め支援を広げる社会の形成 | 「生命（いのち）の安全教育」を、支援計画に入れるべきだと考える。県の教育委員会が所管となって、すべての子どもに「生命（いのち）の安全教育」を実施することが計画に盛り込まれることを切望する。 教育啓発の充実、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にもしないための「生命（いのち）の安全教育」の取組を加速させ、幼稚園、小・中・高等学校、特別支援学校等の様々な学校、地域での予防教育支援に取り組んでほしい。 | 2 | 【修正加筆等意見反映】 「生命（いのち）の安全教育」については、教材等の活用について市町村教育委員会及び県立学校に周知を行っています。また、児童・生徒の性被害防止のため、小学校、中学校及び高等学校の生徒指導担当で構成する研究会において、デートDVやLGBTQに関する研修を行っています。 第4章・施策の柱3・(2)の基本的な施策 人材の育成等（第24条）・【具体的な施策】No.13の「教職員に対する研修の充実」に「また、性被害防止のため、デートDVやLGBTQに関して、専門知識及び対応について習得するための研修を実施します。」を追記します。 |

| 番号 | 箇所 | 意見の内容 | 意見数 | 意見に対する県の考え方（対応方針） |
|----|---|--|-----|---|
| 28 | 第4章 具体的な施策 施策の柱3 理解を深め支援を広げる社会の形成 (1) 県民の理解の増進等 基本的な施策 県民の理解の増進等（第22条） | 市町村担当者も含めた山梨県民を対象とした「被害者支援公開講座（現在は被害者支援センターやまなしが実施している）を県主導にして県民への周知と理解を醸成することが、県全体で被害者支援を考える機会になるのではないか。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 29 | 第4章 具体的な施策 施策の柱3 理解を深め支援を広げる社会の形成 (2) 犯罪被害者等を支援する団体の支援・人材育成 基本的な施策 民間支援団体等に対する支援（第26条） | 民間支援団体は、被害者支援センターやまなしのみではなく、NPO法人や、社会福祉法人、また法人格を持たないものもある。将来的に、そういった団体への支援も可能になるよう、県民生活安全課や県男女共同参画・共生社会推進統括官等が施策を持つことが、連携して支援活動を広げていく第一歩になるのではないか。 | 1 | 【その他】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 30 | 全体 | 山梨県犯罪被害者等支援計画の策定と円滑な実施は、安全が確保され被害者への支援の一層の充実・強化、「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」1や「子どもの性被害防止プラン2022」「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（2023.7.26）」等に記載されている関連の諸施策を確実に含み、着実に実施されることを期待しています。 | 1 | 【その他】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 31 | 全体 | 専門性を持った相談員等の確保・養成、関係機関との連携体制の構築、相談しやすい環境の整備等の取組を推進してほしい。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 32 | その他 | 残念なことに、施策は既存のものがほとんどであると言わざるを得ない内容になっていると感じています。ただ、最初の計画であることから、最低限のスタートラインであると考えたいと思っています。この計画とは別に、実施するにあたり本来は、実務者が被害者との接点や、支援経験の中から対応（申請方法や、要領等）方法を決定することを期待していましたが、その点についてはいかがでしょうか。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 33 | その他 | 被害者支援に関わる職員はトラウマに配慮した対応を行うことで再トラウマ化を防ぎ、周囲の負担軽減にもつながる「トラウマインフォームドケア」の視点を導入 被害者に対する二次被害を防ぐ研修を充実してほしい。 | 1 | 【実施段階検討】 いただいたご意見は、施策・事業の検討・実施の際の参考にさせていただきます。 |
| 34 | その他 | 国は、今年9月中を目途に「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」（仮称）を開設する準備を進めている。山梨県においても男性や男児の被害者への対応の向上等に取り組んでほしい。 | 1 | 【その他】 いただいたご意見は、関係所属へ情報提供させていただきます。 |
| 35 | その他 | 2024年4月施行される困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、さらなる支援体制の計画的な整備等を促進してほしい。 | 1 | 【その他】 いただいたご意見は、関係所属へ情報提供させていただきます。 |